**前橋市消防団員準中型自動車免許取得費助成金交付制度に係る申請から助成金受領までの流れ**

【前橋市】

【申請者（団員）】

②自動車教習所への申込み、自動車免許の取得

　自動車教習所の入所申込みを行ってください。教習所を卒業した後、警察署又は運転免許センターで自動車免許を取得してください。

* 入所手続きの際に教習所が発行する**見積書**と**領収書**は、下記の『③助成金の申請及び実績報告』時に必要ですので、必ず受領し、大切に保管しておいてください。

④助成金交付決定兼確定通知書の通知

　申請内容及び実績報告内容を審査し、申請者（団員）に対して前橋市消防団員準中型自動車免許取得費助成金交付決定兼確定通知書（様式第２号）を通知します。

⑤助成金の交付

　助成金を交付します。

③助成金の申請及び実績報告

　自動車免許を取得後、次の必要添付書類を添えて消防局総務課へ提出してください。

　○前橋市消防団員準中型自動車免許取得費助成金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）

　○教習所の教習費用等の見積書

　　※　普通免許を受けていない団員は、普通免許を受けている場合の準中型免許の取得に係る経費に相当する教習費用等の見積書も併せて提出してください。

　　※　大型免許又は中型免許を取得した場合は、普通免許を受けている者の準中型免許の取得に係る経費に相当する教習費用等の見積書も併せて提出してください。

　○免許の取得に要した領収書等の写し

　○取得した免許証の写し

　○通帳の写し

⑥助成金の受領

　申請書兼報告書で指定のあった口座へ助成金が振り込まれます。

《お問合せ先》

前橋市消防局総務課企画係

℡　027-220-4504

①各方面団長より報告を受けた助成希望者に対して（各方面１名）、本制度の手続きの流れについて説明する。

　事務局から当該希望者に直接連絡します。